

議員提出議案第9号

市の保有する個人情報漏えいの調査に関する決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年10月4日提出

渋川市議会議長 安カ川 信之 様

提出者	渋川市議会議員	田中 猛 夫
賛成者	同	須田 勝
同	同	田邊 寛 治
同	同	山内 崇 仁
同	同	埴田 裕 之

別紙

議員提出議案第9号

市の保有する個人情報漏えいの調査に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり市の保有する個人情報漏えいに関する調査を行うものである。

1 調査事項

次の公文書が、正規の手続を踏まずに、黒塗り等による個人情報保護の処理が施されていない状態で外部に提供されたため、当該公文書に記載の保護されるべき個人情報等が漏えいした件について。

(1) 市有地（北橋町赤城山24-1ほか4筆）の土地貸付申請書に関する起案書

(2) 加藤幸子議員が令和2年5月27日に申請し6月5日に受領した平成30年度公印使用記録簿（8月6日から8月7日使用分）と同一で個人情報保護の処理がされていない文書

(3) 角田喜和議員が令和2年9月1日に申請し9月16日に受領した渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例による平成28年5月9日付け許可第27-4号、令和元年6月6日付け許可第1-3号及び令和2年3月30日付け許可第1-8号で許可を受けた小規模特定事業にかかる許可申請書、許可証及び報告書等一式の写しと同一で個人情報保護の処理がされていない文書

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により委員10人で構成する、市の保有する個人情報漏えいに関する調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限の委任

本会議は、1に掲げる事項の調査を行うため地方自治法第100条第1項（及び同法第98条第1項）の権限を市の保有する個人情報漏えい

に関する調査特別委員会に委任する。

4 調査期限

市の保有する個人情報漏えいに関する調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまでとし、閉会中もなお調査を行うことができるものとする。

5 調査経費

本調査に要する本年度の経費は100万円以内とする。

理 由

1の調査事項に記載の市から流出した公文書の写しとは、赤城地区における土砂の埋立て等の事業の許可申請書、許可証、搬入届出書、施工状況報告書、土壌検査等報告書等一式及び公印（市長印）の使用記録簿、市民から提出された土地貸付申請書等である。

当該公文書の写しは、個人情報等について黒塗り等の保護処理が一切されておらず、許可申請書に添付された住民票記載の個人情報や、申請業者の印鑑証明書の印影など、市が責任を持って保護すべき個人情報等が外部に漏えいした。

今回の情報漏えいは、流出した状況や公文書の内容から、過失ではなく作為的に行われたと推測され、また角田喜和議員及び加藤幸子議員の関与も明白であることから、議会としても漏えいの経過について真相を解明する必要がある。